

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（訪問系）

●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

感染症蔓延期の備え

- ・地域での感染症情報の収集
- ・感染対策マニュアルに則した取組（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・介護スタッフ・医療職・ケアマネジャー・家族等の連絡体制の確認と共有
- ・業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保
- ・訪問前にスタッフの体温等健康状態を確認

感染疑いが発生した場合

- ・情報共有・報告
- ・感染確定に備えて、他への感染可能性確認

「新型コロナウイルス受診相談窓口」に連絡 または 主治医から「新型コロナ外来」あるいは「PCRセンター」に繋げる
(保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター)



*1 「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

上記の濃厚接触者の定義に当てはまらない者は積極的疫学調査の対象外であり、PCR検査の対象にはならない。一方で、当てはまらない者でも何らかの症状がある場合には、医師が総合的に判断し、疑似症とした場合には、フローの感染疑い者が発生した場合となり、上記フローに沿った対応を行う。

*2 原則入院となるが、低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（訪問系）

●ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、
介護事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

①情報共有・報告

- 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- 管理者等、事業所内
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- ケアマネジャー（代替サービスの検討）
- 医師（主治医等）
- 家族等

②濃厚接触した利用者・職員の特定（発症 2 日前以降で総合的に判断）

- 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安 1 メートル以内で 15 分以上接触があった者
- 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

③濃厚接触した利用者への対応（PCR 検査等）

- 在宅療養（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）
- 生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）

④濃厚接触した職員への対応（PCR 検査等）

- 自宅待機 10 日間（自宅待機時の注意事項（次頁）を確認）

【濃厚接触した利用者への個別ケア】

(i) 食事の介助

- 食事前の手洗い
- 食器は使い捨て容器

(ii) 排泄の介助

- おむつ交換では手袋・マスク・使い捨てエプロンを着用
- ポータブルトイレの場合、使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

(iii) 清潔・入浴の介助、洗濯

- 介助が必要な場合、清拭
- 洗濯では手袋とマスクを着用、一般的な家庭用洗剤で洗濯、完全に乾燥

(iv) 環境整備

- 清掃では手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）
- ティッシュ等のゴミはビニール袋に入れて散乱させない

【サービス提供にあたっての留意事項】

- 出勤前の検温（発熱・風邪症状がある場合は出勤しない）
- 可能な限り担当職員を分けて固定
- 訪問時間を短縮する、その日の最後に訪問する等工夫
- 長時間の見守りでは可能な範囲で距離を保持
- 換気を徹底
- ケアする場合は手袋とマスクを着用
- 飛沫感染のリスクが高い場合は必要に応じてゴーグル、ガウン等を着用
- ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底
(手洗いや手指消毒の前に自身の顔(目・鼻・口)を触らない)
- 体温計等は消毒用エタノールで消毒

【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- 濃厚接触した利用者の生活に必要なサービスの確保（保健所・ケアマネジャーと連携）
- 家族等への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- 事業継続の判断
- 区市町村への事故報告書提出

【自宅待機時の注意事項】

1. 感染疑い者と同居者の部屋を分離
2. 世話をする人を限定
3. 家族全員がマスクを着用
4. こまめに手洗い
5. 日中はできるだけ換気
6. 共用部分を消毒
7. 汚れたリネン・衣類を洗濯
8. ゴミは密閉して廃棄

【参考】

厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
厚生労働省 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月12日健感発0612第1号）
日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のためのQ&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
環境省 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

令和2年6月18日版 作成:東京都新型コロナウイルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会（協力:全国老人保健施設協会）